

奈良県地域医療等対策協議会 第5回小児医療部会

日時：平成21年9月17日（木）

午後5時30分～

場所：県立医科大学 巖櫃会館

2F研修室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 医療計画骨子案（小児医療分）について

(2) 地域医療再生計画について

(3) その他

・平成22年度厚生労働省概算要求について

・その他

3 閉 会

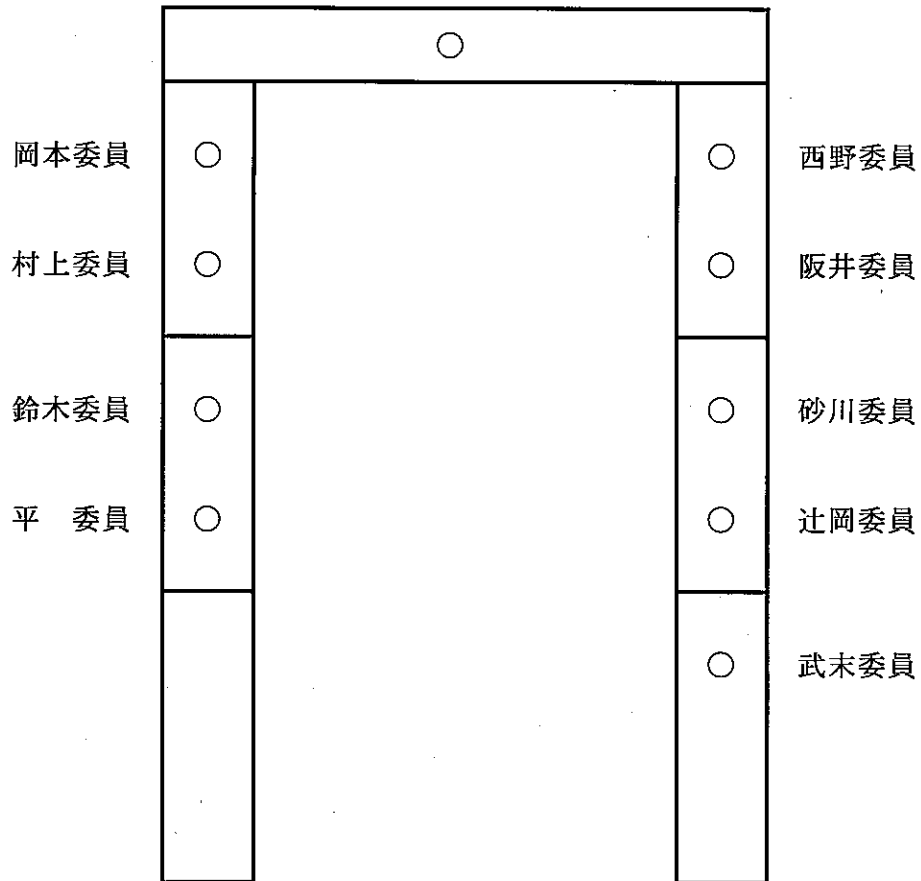
小児医療部会の構成メンバー

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 | 出席 |
|------|-------|----------------------|----|
| 医科大学 | ※嶋 緑倫 | 公立大学法人奈良県立医科大学小児科学教授 | ○ |
| 関係団体 | 岡本 和美 | 奈良県医師会理事 | ○ |
| | 村上 義樹 | 奈良県医師会小児科医会長 | ○ |
| 病院等 | 鈴木 博 | 市立奈良病院小児科部長 | ○ |
| | 平 康二 | 奈良県立奈良病院小児科部長 | ○ |
| | 南部 光彦 | 天理よろづ相談所病院小児科部長 | 欠席 |
| | 吉林 宗夫 | 近畿大学医学部奈良病院小児科教授 | 欠席 |
| | 西野 正人 | 県立三室病院副院長 | ○ |
| | 阪井 利幸 | 国保中央病院副院長 | ○ |
| | 砂川 晶生 | 大和高田市立病院院長 | ○ |
| 市町村 | 辻岡 章裕 | 橿原市健康福祉部健康増進課長 | ○ |
| 県 | 武末 文男 | 県健康安全局長 | ○ |

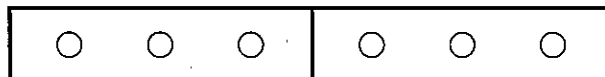
奈良県地域医療等対策協議会 第5回小児医療部会

日 時：平成21年9月17日（木）午後5時30分～
場 所：奈良県立医科大学厳樞会館 2F 研修室1

鳴部会長



事務局



奈良県地域医療等対策協議会

第5回小児医療部会

資料

- 資料1 小児医療について（医療計画骨子案）
- 資料2 地域医療再生計画
- 資料3 救急医療に関する最近の県の取り組みについて
- 資料4 平成22年度厚生労働省概算要求資料

小児医療について（医療計画骨子素案）

1. 現状と課題

（1）小児医療を取り巻く状況

- ・小児人口の減少
（医療圏別の人口：過去との比較等）
- ・小児科医の状況
（勤務医と開業医、できれば医療圏別、全国比較）
- ・医療機関の状況
（小児科標榜病院数、入院可能病院数、標榜診療所数）

（2）小児救急医療体制の現状と課題

- ・0. 5次救急
（電話相談事業：何年度に開始し、これまでの推移（相談件数）と今年の変更内容（変更した理由など））
- ・初期（一次）救急
（休日診療所の状況と課題：箇所数、診療時間、設備、市町村の財政負担、患者数（うち小児患者）、橿原休診の状況（中南和の拠点的役割））
- ・二次救急
（小児輪番制度：開始年度、参加病院、患者推移など体制の状況と課題（初期患者殺到、医師疲弊、参加病院の減）を記載）
- ・三次救急
（医大が担っていること、小児外科は近大も）

（3）その他課題

- ・医師不足
- ・慢性疾患児やNICU退出児の対応

2. 施策の方向

- （1）県民への啓発、情報提供、相談機能の充実
適正な受診を誘導
- （2）初期救急医療体制の充実
北和地域での体制確保と中南和地域での充実
- （3）二次救急医療体制の充実
当面は二次輪番体制の維持・充実
将来的には、集約化・重点化を検討

- (4) 三次救急医療体制の充実
医大の体制充実、北和での充実
- (5) 救急医療以外の小児医療体制の充実
医師確保等
慢性疾患児などへの対応、家族のレスパイトケア

3. 具体的な施策

- (1) 適正受診を誘導
 - ・保護者への講習会実施やガイドブックの作成など
 - ・「奈良医療情報ネット」による医療機関情報の提供
 - ・#8000の継続実施
- (2) 初期救急医療体制の充実
 - ・北和、中南和地域での市町村域を超えた連携による体制確保
- (3) 二次救急医療体制の充実
 - ・二次輪番参加病院の維持と勤務医の処遇改善
 - ・将来的には、集約化・重点化により、拠点医療機関で余裕を持った体制での実施を目指す。
- (4) 三次救急医療体制の充実
 - ・医大及び北和での拠点役割を持った病院でのPICU設置など体制整備
- (5) 子どもの医療体制の充実
 - ・奨学金などによる医師確保対策
 - ・集約化や重点化による魅力ある医療機関の整備
 - ・長期療養を余儀なくされる患児等に対する保健、介護、福祉と連携した支援体制の整備

平成18年 医師・歯科医師・薬剤師調査

第41表 医療施設従事医師数, 病院一診療所・診療科名(主たる)・従業地による都道府県一16大都市・中核市(再掲)別

| 合計 | 総数 | 小児科 | 小児外科 | 産婦人科 | 産科 | 婦人科 |
|-----|---------|--------|------|-------|-----|-------|
| 全国 | 263,540 | 14,700 | 661 | 9,592 | 482 | 1,709 |
| 奈良県 | 2,846 | 145 | 8 | 86 | 1 | 22 |

| 病院勤務 | 総数 | 小児科 | 小児外科 | 産婦人科 | 産科 | 婦人科 |
|------|---------|-------|------|-------|-----|-----|
| 全国 | 168,327 | 8,228 | 623 | 5,361 | 322 | 697 |
| 奈良県 | 1,795 | 88 | 7 | 50 | - | 3 |

| 診療所勤務 | 総数 | 小児科 | 小児外科 | 産婦人科 | 産科 | 婦人科 |
|-------|--------|-------|------|-------|-----|-------|
| 全国 | 95,213 | 6,472 | 38 | 4,231 | 160 | 1,012 |
| 奈良県 | 1,051 | 57 | 1 | 36 | 1 | 19 |

平成8年 医師・歯科医師・薬剤師調査

第41表 医療施設従事医師数, 病院一診療所・診療科名(主たる)・従業地による都道府県一16大都市・中核市(再掲)別

| 合計 | 総数 | 小児科 | 小児外科 | 産婦人科 | 産科 | 婦人科 |
|-----|---------|--------|------|--------|-----|-------|
| 全国 | 230,297 | 13,781 | 554 | 10,847 | 417 | 1,158 |
| 奈良県 | 2,388 | 146 | - | 101 | 1 | 11 |

| 病院勤務 | 総数 | 小児科 | 小児外科 | 産婦人科 | 産科 | 婦人科 |
|------|---------|-------|------|-------|-----|-----|
| 全国 | 148,199 | 7,919 | 539 | 6,319 | 272 | 405 |
| 奈良県 | 1,552 | 87 | - | 67 | - | 3 |

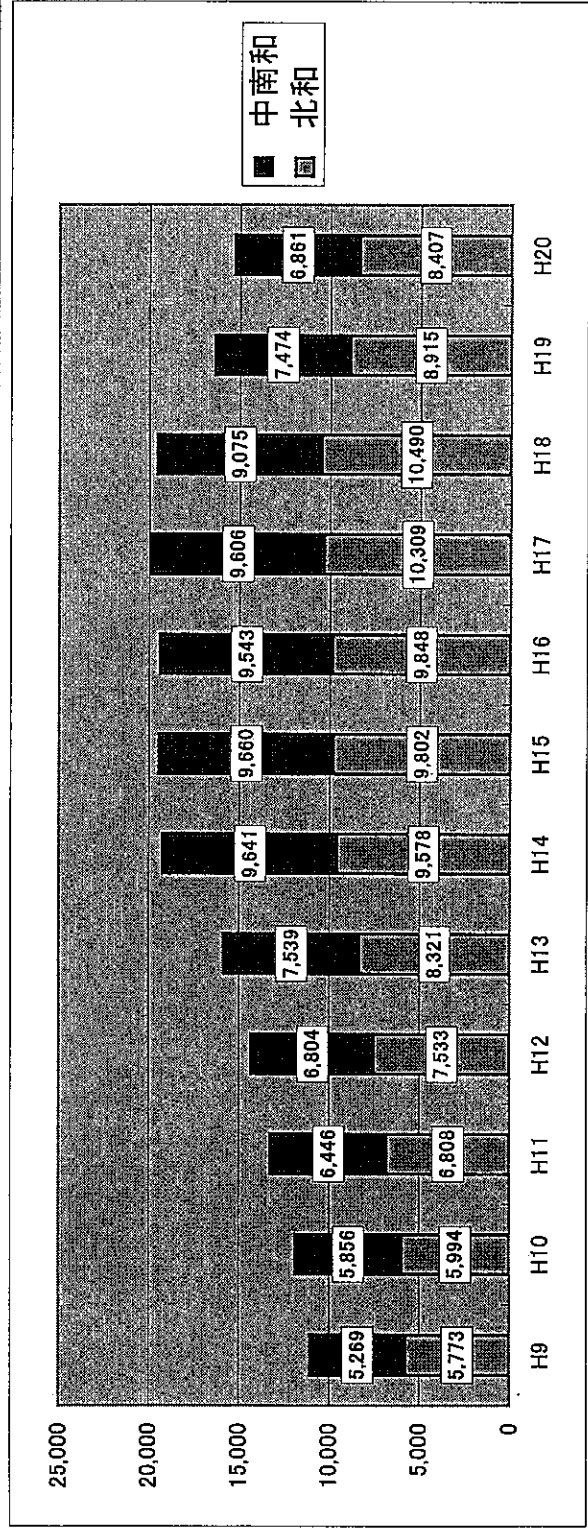
| 診療所勤務 | 総数 | 小児科 | 小児外科 | 産婦人科 | 産科 | 婦人科 |
|-------|--------|-------|------|-------|-----|-----|
| 全国 | 82,098 | 5,862 | 15 | 4,528 | 145 | 753 |
| 奈良県 | 836 | 59 | - | 34 | 1 | 8 |

休日夜間応急診療所受診患者数の推移(一次救急)

| | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | 平均 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 患者数 | 38,809 | 40,824 | 43,917 | 40,384 | 40,559 | 46,051 | 40,311 | 39,640 | 42,101 | 40,388 | 39,759 | 41,484 | 41,186 |
| うち小児患者 | 25,697 | 26,193 | 28,865 | 27,465 | 26,772 | 29,639 | 27,221 | 26,580 | 28,328 | 26,976 | 26,240 | 27,037 | 27,251 |
| 小児/全体数 | 66.21% | 64.16% | 65.73% | 68.01% | 66.01% | 64.36% | 67.53% | 67.05% | 67.29% | 66.79% | 66.00% | 65.17% | 66.17% |

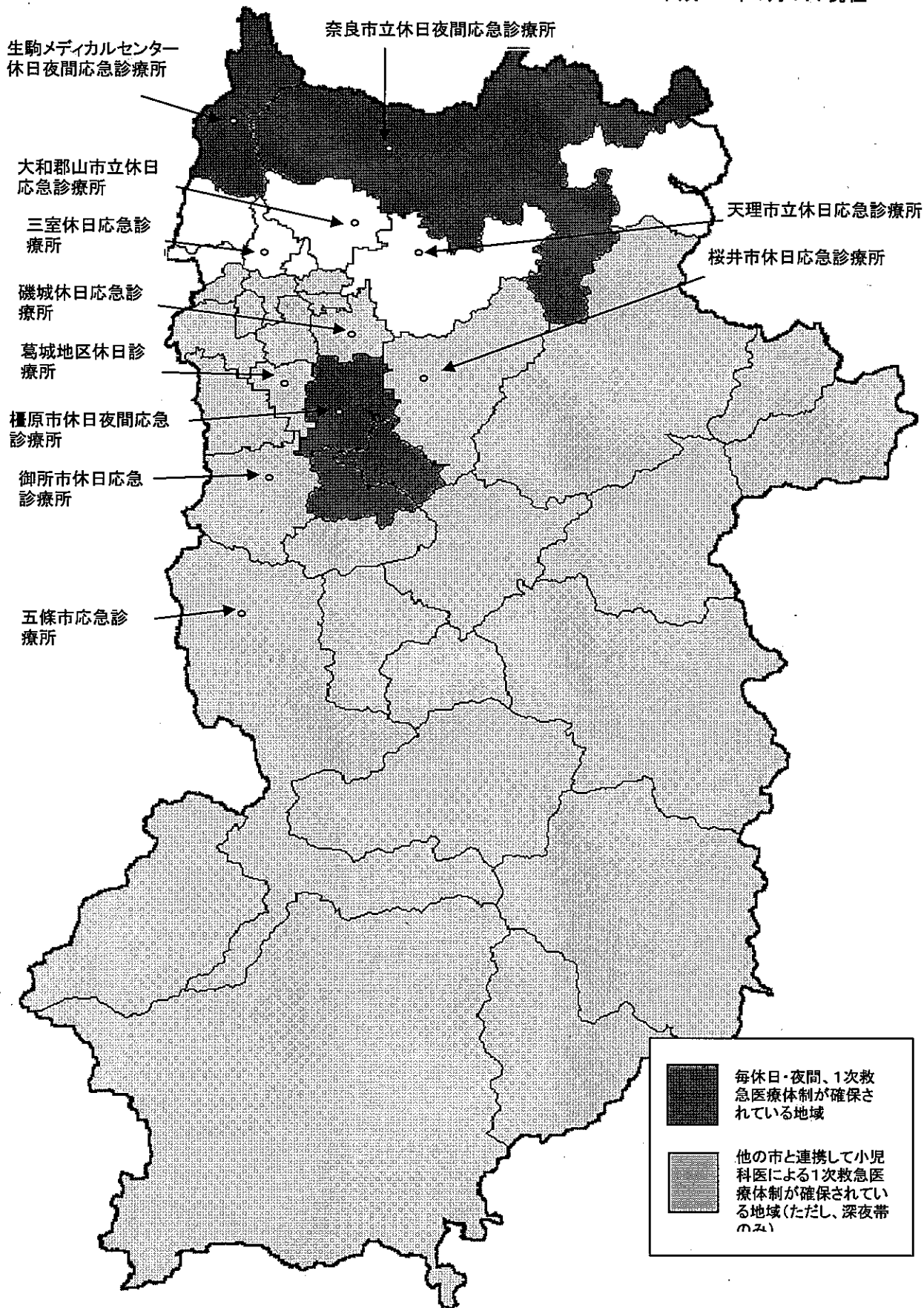
小児輪番患者の推移(二次救急)

| | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | 平均 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 北和 | 5,773 | 5,994 | 6,808 | 7,533 | 8,321 | 9,578 | 9,802 | 9,848 | 10,309 | 10,490 | 8,915 | 8,407 | 8,482 |
| 中南和 | 5,269 | 5,856 | 6,446 | 6,804 | 7,539 | 9,641 | 9,660 | 9,543 | 9,606 | 9,075 | 7,474 | 6,861 | 7,815 |
| 合計 | 11,042 | 11,850 | 13,254 | 14,337 | 15,860 | 19,219 | 19,462 | 19,391 | 19,915 | 19,565 | 16,389 | 15,268 | 16,296 |
| うち外来のみ | 9,881 | 10,799 | 12,065 | 13,055 | 14,489 | 17,634 | 17,808 | 17,916 | 18,426 | 17,995 | 14,992 | 13,969 | 14,919 |
| 外来/県全体 | 89.49% | 91.13% | 91.03% | 91.06% | 91.36% | 91.75% | 91.50% | 92.39% | 92.52% | 91.98% | 91.48% | 91.49% | 91.55% |



奈良県小児1次救急医療体制図

平成21年4月1日現在



奈良県小児2次救急医療体制図

平成21年4月1日現在





平成 21 年度厚生労働省補正予算（案）の概要

計：4兆6,718億円

〔一般会計：3兆4,151億円 特別会計：1兆2,567億円〕

| | | |
|----|---------------------------|-----------|
| 第1 | 緊急雇用対策 | 2兆5,128億円 |
| 1 | 雇用調整助成金の拡充等 | 6,066億円 |
| 2 | 再就職支援・能力開発対策の推進 | 7,416億円 |
| 3 | 緊急雇用創出事業の拡充 | 3,000億円 |
| 4 | 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応 | 106億円 |
| 5 | 失業等給付費等の確保 | 6,836億円 |
| 6 | 住宅・生活支援等 | 1,704億円 |
| 第2 | 地域医療・医療新技術 | 7,684億円 |
| 1 | 地域医療の再生に向けた総合的な対策 | 3,100億円 |
| 2 | 医療機関の機能、設備強化等 | 2,096億円 |
| 3 | 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化 | 917億円 |
| 4 | 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化 | 1,279億円 |
| 5 | レセプトオンライン化への対応 | 291億円 |
| 第3 | 介護職員の処遇改善・介護拠点整備 | 8,443億円 |
| 1 | 介護職員の処遇改善 | 3,975億円 |
| 2 | 介護基盤の緊急整備等 | 3,294億円 |
| 3 | 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等 | 98億円 |
| 4 | 社会福祉施設等の耐震化等 | 1,068億円 |
| 第4 | 子育て支援 | 2,788億円 |
| 1 | 子育て応援特別手当の拡充 | 1,254億円 |
| 2 | 地域における子育て支援の拡充等 | } 1,510億円 |
| 3 | ひとり親家庭の支援、社会的養護等 | |
| 4 | 特定不妊治療への支援 | |
| 第5 | 安全・安心のための施策の推進 | 2,788億円 |
| 1 | がん対策の推進 | 237億円 |
| 2 | 難病患者に対する支援 | 29億円 |
| 3 | 年金記録問題の解決の促進 | 519億円 |
| 4 | 障害者の自立支援対策の推進 | 1,579億円 |
| 5 | 高齢者医療の安定的な運営の確保等 | 156億円 |
| 6 | 生活衛生関係事業者の支援 | 1.6億円 |
| 7 | 地上デジタル放送への対応 | 117億円 |
| 8 | 検疫所及び水道施設の機能、設備強化 | 79億円 |
| 9 | 社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備 | 71億円 |

【※ 一部重複計上があるため、それぞれの項目の合計と合計額は一致しない。】

- 1 地域医療の再生に向けた総合的な対策 3, 100億円
- 救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため、都道府県が2次医療圏を単位として策定する「地域医療再生計画」に基づく以下のような事業に対して、都道府県に地域医療再生基金（仮称）を設置して財政支援を行う。
- ・ 地域内において医療機関の機能強化、機能・役割分担を進めるための連携強化
 - ・ 医師事務作業補助者の集中配置など勤務医・看護師などの勤務環境改善
 - ・ 短時間正規雇用制度といった多様な勤務形態の導入による勤務医・看護師などの確保
 - ・ 大学病院などと連携した医師派遣機能の強化
 - ・ 医療機能の連携や遠隔医療の推進のための施設・設備の整備
 - ・ 新生児集中治療室（NICU）・救命救急センターの拡充、NICUや回復期治療室（GCU）の後方病床としての重症心身障害児施設等の整備 等
- 2 医療機関の機能、設備強化等 2, 096億円
- (1) 災害拠点病院等の耐震化等 1, 741億円
- 災害拠点病院等の耐震化を促進するため、建替工事等に係る経費の一部助成などを行うとともに、独立行政法人福祉医療機構における医療貸付の限度額及び貸付利率等の優遇を図る。
- (2) 国立高度専門医療センターの先端医療機器の整備等 356億円
- がんや循環器病など国民の健康に著しく影響のある疾患について、原因究明のための研究の実施、医療技術の開発、治療法の確立・均てん化の更なる推進を求められていることから、国立高度専門医療センターにおいて高度専門医療機能の強化を図るための先端医療機器等の整備及びそれに伴う施設整備を行う。
- 3 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化 917億円
- (1) 先端医療開発特区による最先端医療技術開発の加速 120億円
- 先端医療開発特区において、iPS細胞など最先端の医療技術の研究開発に取り組む2.4課題に対し、研究を加速させるために必要な設備・機器等の整備を行う。
- (2) がん、小児等の未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化 797億円
- がんや小児などの重点分野において、海外で承認されているが国内では未承認の医薬品等の開発の支援、分野ごとに治験の一元的管理を可能とするような治験・臨床研究支援機能の強化などを実施する。
- また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬などを最優先に審査する体制（審査期間を12か月から6か月に短縮）を新設するほか、同機構のITシステムを刷新し、審査体制を強化する。
- 4 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化 1, 279億円
- ・ 細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮する。
 - ・ 細胞培養法の開発期間中は、国内企業の鶏卵培養法での生産能力強化を図る。
 - ・ 有効性や利便性の高い「第3世代ワクチン」の開発を推進する。
- 5 レセプトオンライン化への対応 291億円
- 自らオンライン請求を行う医療機関や薬局に必要な設備投資等の支援を行う。

地域医療再生基金の概要

総額3,100億円

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が策定する計画(地域医療再生計画)に基づく都道府県の取組を支援

計画

- 計画の対象地域は、二次医療圏が基本。ただし、周辺の地域を含めるなど、柔軟な設定が可能。
- 複数年度(25年度末まで)にわたる取組を支援。
※ 施設整備については25年度末までに着工すれば可。
- 県ごとに、地域の実情に応じて、自由に事業を決定。
 - ・ 施設・設備整備費、運営費とも使用可能。
 - ・ 県全体で実施した方が効果的な事業(医師確保事業等)は、県全体を対象として実施することも可能。

経費

- 1地域につき100億円(10箇所以内)又は30億円を上限に分配。
- 補助率は設定しておらず、県に一律に新たな負担は求めない。
- 新規・拡充ならば、国庫補助事業の地方負担分への充当も可能。

手続の流れ

①計画の提出(順次)
(~10月中旬頃まで)

都道府県

基金

随時相談

③交付金の交付
(計画承認後順次)

厚労省

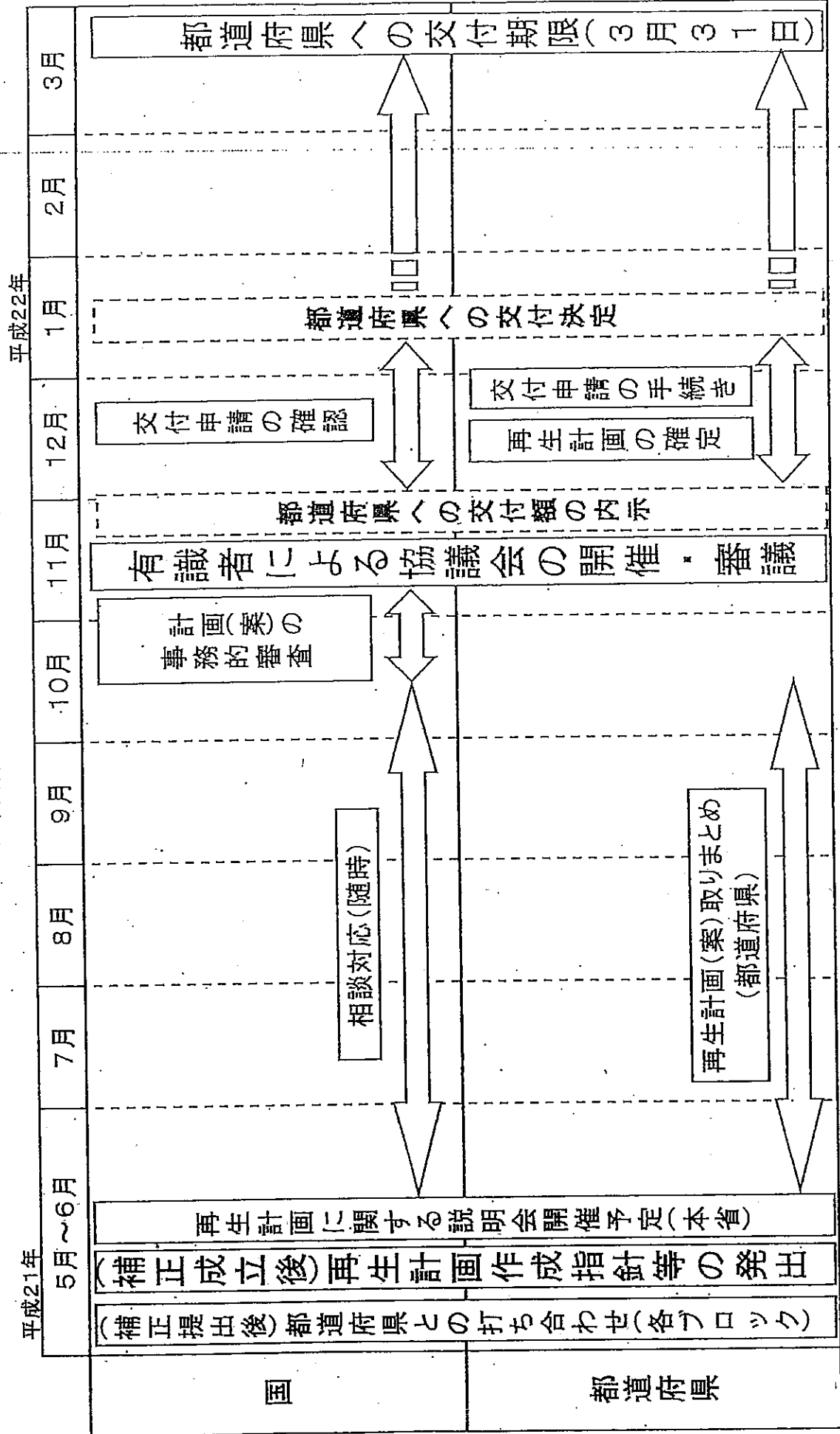
有識者による
協議会

②計画の審議(順次※)
(~11月下旬頃まで)

※大型案件は別途調整

地域医療再生計画のスケジュール(案)

※ 本資料は、平成21年度補正予算の成立を前提として作成した資料である。取扱厳重注意。



救急医療に関する最近の県の取り組みについて

1. 小児救急電話相談の実施時間拡大について（資料：2～3ページ）

これまで土曜・休日の夜間に実施していた「小児救急医療電話相談事業」の実施日、時間帯を6月1日から拡大しました。

| （拡大前） | | （拡大後） |
|-------|---|---------------------|
| 土曜日 | } | 平日：午後6時～翌朝8時 |
| 日・祝 | | 土曜日：午後1時～翌朝8時 |
| 年末年始 | | 日、祝日、年末年始：午前8時～翌朝8時 |
| | | 午後6時～11時 |

2. 奈良県救急安心センター（ダイヤル#7119）の開設について（資料：4～7P）

急病時に「救急車を呼んだ方がいいのか?」、「医療機関にかかった方がいいのか?」など、県民の救急医療に関する相談を「奈良県救急安心センター」が24時間体制で受け付け、看護師等がアドバイスを行います。

この事業は、消防庁の救急安心センターモデル事業の採択を受け、今年度のモデル事業として奈良県において実施するものです。

受付電話番号 #7119（県内統一、プッシュ回線・携帯電話から）

（注）ダイヤル回線・IP電話からは、0744-20-0119へダイヤル。

開設時期 平成21年10月1日（正午から）

相談体制 相談回線2回線、受付職員及び看護師が常時対応し、オンコールで医師がサポートする体制をとります。

3. 救急医療情報システムの改修について（資料：8ページ）

奈良県では、県内の救急搬送事案において、消防機関による医療機関の情報把握に課題があったことから、5月から心肺停止など特に生命に関わる重篤な症状や疾患の状況に応じた医療機関の情報を収集し、消防機関に提供してきました。

このたび、救急医療情報システムを改修し、それらの情報を医療機関がオンラインで入力し、搬送にあたる消防機関にシステム上で検索していただくことが可能になりました。

こども救急電話相談



急な発熱など子どもの急病時に
受診した方が良いのか、
様子を見ても大丈夫なのか、
看護師(必要に応じて小児科医)が
電話でアドバイスします。



プッシュ回線 携帯電話からは

#8000

ダイヤル回線 | P電話からは **0742-20-8119**

相談日時 平日 18時～翌朝8時
土曜日 13時～翌朝8時
日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 8時～翌朝8時

対象者 15歳未満の子ども

お問い合わせ先 奈良県地域医療連携課
電話0742-27-8935 FAX0742-22-2725
(この電話番号、FAXでは相談できません。)

小児救急電話相談(#8000)の状況 奈良県

相談体制の推移

| 実施時期 | 実施時間 | 体制 |
|-----------------|--|---|
| 平成16年度 ～20年度 | 土・日・祝・年末年始 18:00～23:00 | 委託先:奈良県医師会 対応者:小児科医が当番で対応 |
| 平成21年 4～5月 | 土・日・祝 18:00～23:00 | 委託先:ティーペック(株) 対応者:看護師が対応 常駐小児科医師がバックアップ |
| 平成21年 6月～ | 平日 18:00～翌朝8:00 土曜日 13:00～翌朝8:00 日・祝・年末年始 8:00～翌朝8:00(24時間) | |

相談件数

| | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21.4～5 | H20.6～7 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 相談件数 | 865 | 1,055 | 956 | 956 | 1,423 | 338 | 1662 |
| 1月当たり | 87 | 88 | 80 | 80 | 119 | 169 | 831 |

※H16年度は、6月から開始。

相談内容(平成21年度)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 合計 | 割合 |
|----------|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 救急医療相談 | 39 | 61 | 270 | 285 | 655 | 29.6% |
| 一般の病気の相談 | 90 | 128 | 474 | 520 | 1212 | 54.8% |
| 薬品に関する相談 | 4 | 17 | 87 | 69 | 177 | 8.0% |
| 育児・しつけ | 5 | 8 | 20 | 18 | 51 | 2.3% |
| その他 | 7 | 8 | 42 | 59 | 116 | 5.2% |
| 合計 | 145 | 222 | 893 | 951 | 2211 | |
| うち医師対応件数 | 2 | 0 | 2 | 1 | 5 | 0.2% |

※複数の相談を含むものがあるため、総件数とは一致しない。

対応内容(平成21年度)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 合計 | 割合 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 119番を勧める | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 | 0.1% |
| 直ちに受診を勧める | 24 | 23 | 131 | 119 | 297 | 14.8% |
| 翌日の受診を勧める | 21 | 38 | 188 | 209 | 456 | 22.7% |
| 一般的な保健指導等 | 63 | 99 | 346 | 347 | 855 | 42.5% |
| その他 | 29 | 44 | 150 | 176 | 399 | 19.9% |
| 合計 | 137 | 204 | 817 | 852 | 2010 | |

※複数の対応を含むものがあるため、総件数とは一致しない。

奈良県救急安心センターの事務フローとスタッフの役割

【県民】



#7119

救急安心相談センター

相談

【救急相談員】



・電話の受付
用件確認
医療機関案内
他の相談窓口案内 等

救急相談

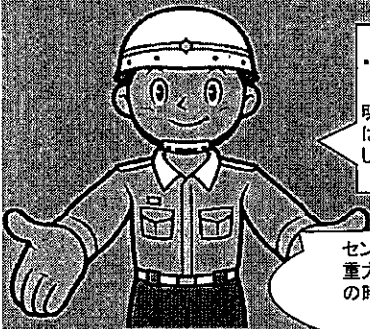
【看護師】



・救急相談
症状に応じたアドバイス
応急手当指導
消防機関への連絡 等

救急搬送必要

【消防本部】



・搬送要請
明らかに至急のの案件については、相談者から119番へのかけ直しを指示。

センターにも消防経験者が勤務：
重大な症状に関する病院受入可否情報の
時点修正を電話で確認。助言 など

※明らかに救急車が必要な場合は、#7119ではなく、119番通報する。

※不要・不急の救急車の利用を削減するとともに、真に救急医療が必要な患者を早期発見をする。

※医療機関案内は、なら医療情報ネット等を活用する。

【医師】 医大内(救命センター)で待機

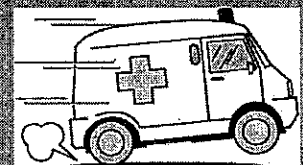


・対応アドバイス
看護師への助言
(医師への相談)
医師による直接相談

相談・助言
転送
対応指示

出動指示

【救急隊】 各消防本部



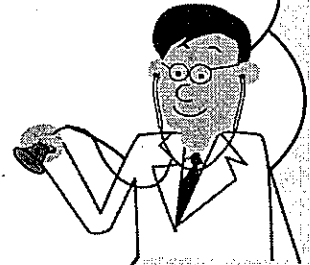
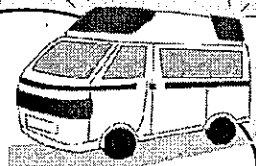
7 1 1 9

ダイヤル回線・IP電話からは、0744-20-0119へおかけください

24

時間受付

救急車を呼んだ方がいいのかな？
病院で診察を受けるべきかな？
応急手当の仕方がわからない
近くの医療機関が知りたい



迷ったら

救急安心センターへご相談ください！
相談員や看護師がアドバイスします。

この電話は、あくまで相談・助言を目的とするものです。症状が重篤で、すぐに救急車が必要な場合は、119番へ通報をお願いします。

10月1日正午開設

このサービスは、消防庁の委託を受け、奈良県内において平成21年10月から平成22年3月までの間、試行的に実施するものです。

奈良県救急安心センター電話相談プロトコル

県民からの電話相談

①認証段階(電話相談員が対応)

1. 緊急性確認
Q: 今すぐ救急車が必要ですか? 救急や医療に関する相談をご希望ですか?

救急搬送必要

急ぐ場合は、すぐに119へのかけ直しを指示。

相談開始

2. 内容確認
Q: 医療機関をお探しですか? 救急や医療に関する相談ですか?

医療機関照会

電話相談員が「なら医療情報ネット」などにより医療機関を紹介。

救急相談

3. 症状確認
確認: この電話は、あくまで相談・助言を目的としますのでご了解ください。
Q: どなたが、どうされましたか?
・本人通報か否か?
・年齢、性別
・主訴

CPA関連主訴

CPA関連主訴(呼吸なし、脈なし、水没、冷たく)がある場合は、すぐに119へのかけ直しを指示。

説明: その症状では、救急搬送が必要ですので、119番へおかけ直しください。

医療相談

詳しくは、看護師がお伺いしますので、電話を替わります。

②医療相談段階(看護師が対応)

4. 主訴の再確認
~ということですね? いくつか質問をさせていただきます。

5. バイタルサインに関する質問
①普通にしゃべれますか? 声は出せていますか?
②ハアハアしていますか? 息は苦しいですか?
③顔色、唇、耳の色は悪いですか? 冷や汗をかいていますか?
④しっかりと受け答えができますか?

バイタルサイン確認

- 短時間の確認で、直ぐに救急搬送が必要と判断される(所要のキーワードが確認される)場合は、119番へのかけ直しを指示する。
- ①いいえ → 119番転送
 - はい → ②へ
 - ②はい → 「呼吸困難」へ
 - いいえ → ③へ
 - ③はい → 119番転送
 - いいえ → ④へ
 - ④はい → 主訴に関わる質問へ
 - いいえ → 「意識障害」へ

6. 主訴・症例別プロトコルによる質問
それぞれのプロトコルに応じた質問・確認を行い、赤(救急性高い)→橙→黄→緑(救急性低い)の分類により、別紙による対応を行う。

分類の判断に迷う場合

医師に電話で相談
・判断についてアドバイス。

緊急度カテゴリーと対応(奈良県版)

| 区分 | 全般 | 痛み | 対応 | 説明(例) |
|------|--|---|--|---|
| バイタル | 普通にしゃべれるか？声は出せるか？ →いいえ 顔色、唇、耳の色が悪い？冷や汗があるか？ →はい | | 119番への転送。 (地域に応じた救急指令へ転送し、受付メモをFAXする。) | お話しをお聞きしましたところ、「今すぐ救急車で」病院に行かれた方がいいと思います。119番に回して、お聞きした内容を説明し、搬送依頼をしますので、そのままお待ちください。 |
| | 気道障害、呼吸不全、ショック、意識障害、痙攣発作、大量出血、激痛など。 | 激痛(耐えられない)。 ----- しばしば今までで最悪、経験したことがないような痛みで、痛みのためにその他の動作が出来ない。 | 119番への転送。 (地域に応じた救急指令へ転送し、受付メモをFAXする。) | お話しをお聞きしましたところ、「今すぐ救急車で」病院に行かれた方がいいと思います。119番に回して、お聞きした内容を説明し、搬送依頼をしますので、そのままお待ちください。 |
| 橙 | 高熱(小児)、持続する嘔吐、強い痛みなど。 | 強い痛み(耐えられるが強烈な痛み)。 ----- 我慢すれば他の動作出来るが忘れることは出来ない。 | 救急車以外による救急受診を勧める。(なら医療ネットにより診療可能な医療機関を紹介)但し、今後症状悪化の場合は119番で救急要請を勧める。→管轄本部へ連絡の上、受付メモをFAX。 | お話しをお聞きしましたところ、「今すぐ」病院に行かれた方がいいと思います。どこか知っている病院か、かかりつけはありますか？ →ある(受診推奨) →ない(情報検索により病院照会)→登録情報では～病院(休日夜間診療所を含む)が現在診療していますが、念のため電話確認の上、受診してください。 →なお、ご紹介した医療機関で対応できない場合や症状が悪化してきた場合は、119番へご連絡ください。 |
| 黄 | 意識消失歴、はっきりしない病歴など。 | 痛み(何らかの痛みがある)。 ----- 痛みはあるが、他の動作が制限されない。 | 救急車以外による受診を勧める。 | お話しをお聞きしましたところ、救急車を要請するほどではありませんが、早めに病院に行かれた方がいいと思います。どこか知っている病院か、かかりつけはありますか？ →ある(相談の上受診推奨) →ない(希望によって情報検索により病院照会)→登録情報では～病院(休日夜間診療所を含む)が現在診療しています。(休日夜間は)朝になれば近くに～病院もありますが、念のため電話確認の上、受診してください。 |
| 緑 | 微熱など。 | | 緊急性は低い。救急車以外による当日ないし翌日の日勤帯の医療機関受診を勧める。場合によっては希望に応じて医療機関案内を行う。 | お話しをお聞きしましたところ、今すぐ病院にかかる必要はないと思われます。状況に応じて通常の診察時間帯に受診してください。 |

救急医療情報システム 救急疾病情報追加イメージ

奈良県広域災害・救急医療情報システム - 応急情報検索 - Windows Internet Explorer

https://www.qqpref.nara.jp/qq/mon/qqnooijst.aspx

奈良県広域災害・救急医療情報システム - 応急情報検索

NTTDATA(関西) 2009/07/17(金) 13:47

条件を選択し、[検索]ボタンをクリックしてください → [検索]

基準中心地点: 奈良市

二次医療圏: 奈良市

救急対応疾病

CPA 心筋梗塞 脳卒中 急性腹症(開腹)

急性腹症(吐血) 急性腹症(下血) 外傷(四肢単独) 外傷(頭部単独)

外傷(多発外傷) 外傷(胸部外傷) 外傷(腹部外傷)

[全選択] [全クリア]

救急診療科目

一般救急(内科) 呼吸器内科 呼吸器外科 胸部外科

消化器内科 消化器外科 循環器内科 小児科

小児外科 外科 整形外科 脳神経外科

心臓血管外科 産婦人科 婦人科 眼科

耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科 放射線科

心療内科 神経内科 精神科 口腔外科

歯科

[全選択] [全クリア]

救急診療設備

X線 CT

ICU CCU

感染症専用病床 広範囲熱傷

体外ペースメーカ PTCA

PTCR 血管塞栓療法

内視鏡的止血処置 脳動脈瘤手術

今年5月から、心肺停止(CPA)など、特に生命に関わる重篤な症状や疾患に関する医療機関の受け入れ可否に関する情報を、県で収集し、消防機関に提供してきましたが、このたび救急医療情報システムを改修し、医療機関からオンラインで情報を入力いただき、消防機関が検索出来るようになりました。

各医療機関の受け入れ可否に関する項目に、重篤な症状・疾患に関する項目を追加

消防機関が、応需情報を検索する際に、症状・疾患毎の受け入れ可否情報が反映されます。(一般県民の皆様へは非公開となります)



奈良県広域災害・救急医療情報システム - 応急情報検索 - Windows Internet Explorer

https://www.qqpref.nara.jp/qq/mon/qqnooijst.aspx

奈良県広域災害・救急医療情報システム - 応急情報検索

NTTDATA(関西) 2009/08/04(水) 13:13

基準中心地点: 奈良市

救急診療科目: 一般救急(内科)、呼吸器内科、呼吸器外科、胸部外科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、小児科、小児外科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、産婦人科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、心療内科、神経内科、精神科、口腔外科、歯科

救急診療設備: 指定あり

緊急対応医療設備: 指定あり

診療可否: 診療可能

入院可否: 指定あり

検索種別: OR検索

○:診療可能 ×:診療不可 -:未対応

| 医療機関情報 | 空床数(男) | 空床数(女) | CPA | 心筋梗塞 | 脳卒中 | 急性腹症(開腹) | 急性腹症(吐血) | 急性腹症(下血) | 外傷(四肢単独) | 外傷(頭部単独) | 外傷(胸部外傷) | 外傷(腹部外傷) | 救急対応疾病 特記事項 | 眼科 | 耳鼻咽喉科 | 皮膚科 | 泌尿器科 | 放射線科 | 心療内科 | 神経内科 | 精神科 | 口腔外科 | 歯科 | 備考 |
|--------------------------------|--------|--------|-----|------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------------|----|-------|-----|------|------|------|------|-----|------|------------------------------|----|
| <input type="checkbox"/> 医療機関名 | MAD | 0 | 0 | - | × | - | - | × | - | × | × | - | | × | - | - | × | - | × | × | - | - | | |
| <input type="checkbox"/> 医療機関名 | MAD | 0 | 0 | - | - | - | - | × | - | - | - | - | | - | - | - | × | - | - | - | - | - | | |
| <input type="checkbox"/> 医療機関名 | MAD | 1 | 1 | × | ○ | × | - | ○ | ○ | - | ○ | - | | ○ | × | - | ○ | ○ | - | ○ | - | - | 設備はありますが必ず連絡ください | |
| <input type="checkbox"/> 医療機関名 | MAD | 1 | 1 | - | - | - | - | ○ | - | - | - | - | | - | - | ○ | - | - | - | - | - | - | | |
| <input type="checkbox"/> 医療機関名 | MAD | 0 | 0 | - | - | - | - | × | - | - | - | - | | - | - | - | × | - | - | - | - | - | 夜8時以降、土曜日の午後および日曜、祭日は対応できません | |

平成22年度 厚生労働省 概算要求資料

(小児医療関係分)

第1 地域医療の再生に向けて

1. 医師等人材確保対策の推進

49,789,751千円 (47,115,462千円)

(1) 医師の診療科偏在、地域偏在対策

18,013,995千円 (15,228,149千円)

① 医師不足診療科の医師の育成・確保のための支援

6,928,552千円 (6,392,613千円)

救急勤務医支援事業

2,063,164千円 (2,044,967千円)

救命救急センター及び第二次救急医療機関（総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターを含む）に勤務する救急医（産科医、麻酔科医、新生児科医、小児科医等を含む）の処遇改善を図るため、休日・夜間において救急勤務医手当（宿日直手当や超過勤務手当とは別）を支給する。

（対象経費） 勤務医に対する手当（救急勤務医手当）

（対象か所数） 628か所（第三次：109か所、第二次：519か所）

（補助先） 都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）

（補助率） 1/3（負担割合：国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内）

※ 都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。また、都道府県、市町村が2/3を負担した場合は、事業主の負担は生じない。

（積算単価） 土日祝日の昼間13,570円／回、夜間18,659円／回

（創設年度） 平成21年度

産科医等確保支援事業

2,770,207千円 (2,770,207千円)

産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を行う。

（対象経費） 産科医等に対する手当（分娩取扱手当）

（補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、厚生労働大臣が認める者※）

※高額の分娩費用を得ている分娩取扱機関を除く。

（補助率） 1/3（負担割合：国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内）

（積算単価） 10千円／件

（創設年度） 平成21年度

救急医等育成支援事業（新規）

233,200千円 (0千円)

臨床研修修了後の後期研修で救急科、外科、小児科等を選択する者の処遇改善を行う医療機関に対して財政支援を行い、これらの診療科を志望する若手医師等の確保を図る。

（対象経費） 救急科、外科、小児科等の後期研修医に対する手当（研修医手当等）

（補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、厚生労働大臣が認める者）

（補助率） 1/3（負担割合：国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内）

（積算単価） 1人あたり月額5万円

（創設年度） 平成22年度

産科医等育成支援事業

64,600千円 (64,600千円)

臨床研修修了後の後期研修で産科を選択する者の処遇改善を行う医療機関に対して財政支援を行い、産科を志望する若手医師等の確保を図る。

(対象経費) 産科後期研修医に対する手当 (研修医手当等)

(補助先) 都道府県 (間接補助先: 市町村、厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3 (負担割合: 国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 1人あたり月額5万円

(創設年度) 平成21年度

臨床研修外部指導医等経費 (臨床研修費等補助金) (新規)

407,903千円 (0千円)

臨床研修制度の見直しにより、一定規模以上の病院において、将来産科・小児科を希望する研修医を対象とする研修プログラムを用意することに伴う研修指導医の招へいのための経費や図書・教材等器具購入費を支援し、将来の産科・小児科医の確保を図る。

(対象経費) プログラム責任者経費、研修管理委員会経費、外部講師招へい経費、図書・教材等器具購入費

(か所数) 52か所 (募集定員20人以上)

(補助先) 公私立大学付属病院、厚生労働大臣の指定した公私立病院

(補助率) 定額

(創設年度) 平成22年度

新生児医療担当医 (新生児科医) 確保事業 (新規)

121,833千円 (0千円)

過酷な勤務状況にある新生児医療担当医 (新生児科医) の処遇を改善するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する。

(対象経費) 出産後NICUに入る新生児を担当する医師に対する手当

(補助先) 都道府県 (間接補助先: 市町村、その他厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3 (国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 10,000円 (新生児1人入院するごと)

※ $10,000円 \times 36,550人 \times 1/3 = 121,833千円$

(出生後NICUに入室する新生児数)

(創設年度) 平成22年度

産科・小児科宿日直研修事業経費 (臨床研修費等補助金)

259,290千円 (261,180千円)

産科、産婦人科、小児科における臨床研修において研修医が宿日直を行った場合に研修医とともに当直を行う指導医等の手当について財政的支援を行う。

(対象経費) 指導医等の手当

(研修人員) 6,450人

(補助先) 公私立大学付属病院、厚生労働大臣の指定した公私立病院

(補助率) 定額

(積算単価) 67千円 (月額) / 1人

(創設年度) 平成19年度

③ その他

2,473,590千円 (2,783,904千円)

医療計画に関する見直し等の検討・推進支援経費 (仮称) (新規)

43,813千円 (0千円)

都道府県における医療計画の作成と実行は、今後の地域医療提供体制の確保・充実に益々必要となる重要事項であるが、現在作成されている医療計画は、①当該地域の医療資源や住民ニーズが十分把握できていない、②計画の完成度は高いが実行に至らない、③医療連携体制の具体化の推進などの課題があるため、次期医療計画策定に向けて検討を行う。

また、現在の医療計画の具体化の推進を支援する。

- (委 員) 検討会20人、推進支援検討委員会5人
- (開催回数) 検討会10回、推進支援検討委員会4回
- (目の内訳) 諸謝金、委員等旅費、職員旅費、庁費
- (創設年度) 平成22年度

小児救急電話相談事業

237,145千円 (520,055千円)

地域の小児科医による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにする。

(電話相談は全国同一短縮番号(#8000)等により地域の小児科医へ相談する。)

- (対象経費) 事業実施に必要な医師等雇上経費、電話回線等経費、保険料、
- (対象か所数) 47か所
- (補助先) 都道府県(委託を含む)
- (補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)
- (積算単価) 22,130千円/1か所
広報経費、協議会経費
- (創設年度) 平成16年度
- (実施状況) 46か所(平成21年7月15日現在)

小児救急医療支援事業

1,290,694千円 (1,290,694千円)

小児科を標榜する病院群又は病院が輪番制方式又は共同利用型方式により、休日・夜間の小児救急患者を受け入れる。

当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費を助成する。

- (対象経費) 医師・看護師等の確保に係る人件費等
- (運営か所数) 267地区
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣の認める者)
- (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)
- (積算単価) 28,290千円/1地区
- (創設年度) 平成11年度

小児救急医療拠点病院運営事業

865,838千円 (865,838千円)

二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域（原則複数の二次医療圏）を対象に小児救急患者を受け入れる。

小児救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費を助成する。

- (対象経費) 医師・看護師等の確保に係る人件費等
- (運営か所数) 43か所 (86地区分)
- (補助先) 都道府県 (間接補助先: 市町村、その他厚生労働大臣の認める者)
- (補助率) 1/2 (負担割合: 国1/2、都道府県1/2)
- (積算単価) 48,487千円 / 1施設
- (創設年度) 平成14年度

小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

36,100千円 (63,605千円)

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更（他科病床、他の診療機能など）を行う連携病院等を対象に経過的な支援を行う。

- (対象経費) 削減病床従事職員の人件費
- (対象か所数) 小児科 1,570床 / 4年
産科 1,220床 / 4年
- (補助先) 都道府県 (間接補助先: 小児科・産科連携病院等 (公立分を除く))
- (補助率) 1/3 (負担割合: 国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
- (積算単価) 小児科・産科 1,112千円 / 1床
- (創設年度) 平成19年度

小児科・産科連携病院等病床転換設備整備事業

医療提供体制設備整備費 581,556千円の内数 (43,712千円)

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、連携病院等を対象に小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更（他科病床、他の診療機能など）に伴う設備整備費を助成する。

- (対象か所数) 小児科 115か所 / 4年
産科 88か所 / 4年
- (補助先) 都道府県 (間接補助先: 小児科・産科連携病院等 (公立分を除く))
- (補助率) 1/3 (負担割合: 国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
- (積算単価) 小児科・産科 10,500千円 / 1か所
- (創設年度) 平成19年度

(2) 女性医師等の離職防止・復職支援

5,820,103千円 (5,460,339千円)

女性医師等就労支援事業 (女性医師等復職研修・相談事業の名称変更)

1,270,743千円 (409,845千円)

女性医師等の離職及び再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育てが挙げられる。出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。

(対象経費) 事務局経費：賃金、消耗品費等
病院経費：医師代替雇上謝金、賃金等
育児支援経費：ベビーシッター等雇い上げ費

(対象か所数) 事務局経費：47都道府県 ← 24県
病院経費：141か所 ← 72か所
(県内3か所×47都道府県) (県内3か所×24県)
育児支援経費：470人 (各都道府県10人)

(補助先) 都道府県 (間接補助先：市町村、厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/2 (国1/2、都道府県1/2)

(積算単価) 事務局経費：9,438千円 / 1か所

病院経費：4,798千円 / 1か所

(創設年度) 平成20年度

病院内保育所運営事業

2,192,014千円 (1,994,375千円)

子供を持つ看護職員、女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う病院内保育所の運営に対する支援を行う。

(対象経費) 保育士等人件費、委託料

(補助先) 都道府県 (間接補助先：民間の医療機関)

(補助率) 1/3 (国1/3、県1/3、事業者1/3)

(積算単価)

| | 平成21年度 | | 平成22年度 | 対前年度比 |
|-----------------|------------------------|---|------------------------|---------------------|
| (1) 運営費 | 1,132か所 1,131,740千円 | → | 1,150か所 1,257,080千円 | +18か所 +125,340千円 |
| (2) 24時間保育促進費 | 655か所 789,262千円 | → | 623か所 783,148千円 | △32か所 △6,114千円 |
| (3) 病児等対応型施設 | 56か所 43,248千円 | → | 57か所 44,020千円 | +1か所 +772千円 |
| (4) 緊急時一時保育加算 | 25か所 30,125千円 | → | 25か所 31,427千円 | ±0か所 +1,302千円 |
| (5) 児童保育加算 (新規) | | | 80か所 76,339千円 | +80か所 +76,339千円 |
| | 1,994,375千円 | | 2,192,014千円 | 197,639千円 |

(創設年度) 昭和49年度

女性医師等就労環境改善緊急対策事業

940,000千円 (940,000千円)

院内の就労環境の改善等について効果的な総合対策を行う医療機関を緊急的に整備し、育児と仕事を両立しつつ働きやすい職場環境の普及に資する。

(対象経費) 夜勤・当直免除、主治医制の廃止、院内における就労環境改善の検討などに必要な経費

(補助先) 都道府県(市町村、その他厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/2 (国1/2、都道府県1/2以内、事業主1/2以内)

(積算単価) 20,000千円/1か所

(創設年度) 平成21年度

医師交代勤務等導入促進事業

420,838千円 (425,569千円)

産科・小児科等の病院勤務医の労働が過重になっていることに鑑み、これら医師の勤務環境改善を図るため、交代勤務制や変則勤務等への移行の推進を支援する。

(対象経費) 医師雇上謝金、講師謝金、委員等旅費等

(か所数) 94か所(各都道府県に2か所)

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/3 (国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)

(積算単価) 13,431千円/1か所

(創設年度) 平成20年度

短時間正規雇用支援事業

801,489千円 (1,522,831千円)

「短時間正規雇用」の導入により、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医師の離職防止・復職支援を図り、医療機関における医師を安定的に確保するものである。

(対象経費) 代替医師雇上謝金

(か所数) 470か所(各都道府県に10か所)

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/3 (国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)

(積算単価) 5,115千円/1か所

女性医師支援センター事業

195,019千円 (167,719千円)

平成19年1月30日に開設した女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等の再就業支援を行う。

また、女性医師の再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図る。

(事業内容) ①女性医師バンク事業

就業を希望する女性医師に対し、医療機関の情報収集、当該医療機関の紹介等の就業斡旋を実施。

②再就業講習会等

再び医療の現場への就業を希望する女性医師等に対して、職場復帰を容易にするための講習会等を実施。

(委託先) 社団法人日本医師会

(事業費) ①女性医師バンク事業経費 126,359千円

②再就業講習会経費 68,660千円

(創設年度) 平成18年度

④ 重篤な小児救急医療を担う医療機関に対する受入体制の充実（新規）

611,268千円（ 0千円）

小児救命救急センター（仮称）運営事業（新規）

592,350千円（ 0千円）

救命救急センターの小児救命救急部門と同等の機能を有する小児の救命救急医療を担う小児専門病院・中核病院等について、小児救命救急センター（仮称）として位置づけ、運営に必要な経費を補助する。

- （対象経費） 医師・看護師等の確保に係る人件費、材料費等
- （対象か所数） 8カ所
- （補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）
- （補助率） 1/3（国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内）
- （積算単価） 222,131千円／1ヶ所
- （創設年度） 平成22年度

小児集中治療室施設整備（医療提供体制施設整備費交付金のメニュー追加）

医療提供体制施設整備交付金 9,860,000千円（9,860,000千円）の内数

小児集中治療室の数が不足していることから施設整備の補助を行う。

- （対象経費） 小児集中治療室の新築、増改築、改修に要する工事費等
- （補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）
- （調整率） 0.33
- （積算単価） 3,680千円／床
- （創設年度） 平成22年度

小児集中治療室設備整備（医療提供体制推進事業費補助金のメニュー追加）

医療提供体制設備整備費 581,556千円（625,268千円）の内数

小児集中治療室の数が不足していることから設備整備の補助を行う。

- （対象経費） 小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費
- （補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）
- （補助率） 1/3
- （積算単価） 44,100千円／1室
- （創設年度） 平成22年度

小児集中治療室医療従事者研修事業（新規）

18,918千円（ 0千円）

小児の集中治療に習熟した小児科医の数が不足している状況にあることから小児専門医の確保のための研修事業に対する補助を行う。

- （対象経費） 指導医雇上経費、研修医物件費等
- （対象か所数） 3カ所
- （補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）
- （補助率） 1/2（国1/2、都道府県1/2以内、事業主1/2以内）
- （積算単価） 12,612千円
- （創設年度） 平成22年度

小児救急電話相談事業

237,145千円 (520,055千円)

地域の小児科医による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにする。

(電話相談は全国同一短縮番号(＃8000)等により地域の小児科医へ相談する。)

- (対象経費) 事業実施に必要な医師等雇上経費、電話回線等経費、保険料、
- (対象か所数) 47か所
- (補助先) 都道府県(委託を含む)
- (補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)
- (積算単価) 22,130千円/1か所
広報経費、協議会経費
- (創設年度) 平成16年度
- (実施状況) 46か所(平成21年7月15日現在)

小児救急地域医師研修事業

26,300千円 (26,300千円)

地域の内科医等を対象とした小児救急に関する医師研修事業を実施し、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図る。

- (対象経費) 研修事業経費、協議会経費
- (対象か所数) 47か所
- (補助先) 都道府県(委託を含む)
- (補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)
- (積算単価) 研修事業経費 273千円/1地区
協議会経費 1,014千円/1か所
- (創設年度) 平成16年度

小児初期救急センター運営事業

26,633千円 (26,633千円)

軽症患者が9割を超える二次救急医療機関への患者を小児初期救急センターで受け入れることにより、病院勤務医の負担を軽減するなど、小児救急医療体制の確保を図る。

- (対象経費) 小児初期救急センターに派遣される診療所医師等の交通費
- (運営か所数) 47か所
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
- (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)
- (積算単価) 1,700千円/1か所
- (創設年度) 平成21年度

救急医療専門領域医師研修事業

28,482千円 (82,908千円)

入院を要する救急医療を担う医療機関等において診療を行う医師を対象に、脳卒中・急性心筋梗塞・小児救急・重症外傷等に対する専門的な救急医療に対応する研修を救命救急センター等において実施する。

- (対象経費) 講師謝金、実習材料費
- (運営か所数) 47か所
- (補助先) 都道府県(委託を含む)
- (補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)
- (積算単価) 6,379千円/1か所
- (創設年度) 平成20年度

共同利用型病院

122,734千円 (122,734千円)

医師会立病院等が第二次救急医療施設となり、休日・夜間に病院の一部を開放し、地域医師会の協力により救急患者を受け入れる。

当該病院に対し救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費を補助する。

- (対象経費) 医師等の確保に係る人件費
- (運営か所数) 11か所
- (補助先) 都道府県 (間接補助先: 市町村、その他厚生労働大臣の認める者)
- (補助率) 1/3 (負担割合: 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)
- (積算単価) 33,473千円 / 1施設
- (創設年度) 昭和52年度

小児救急医療支援事業

1,290,694千円 (1,290,694千円)

小児科を標榜する病院群又は病院が輪番制方式又は共同利用型方式により、休日・夜間の小児救急患者を受け入れる。

当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費を助成する。

- (対象経費) 医師・看護師等の確保に係る人件費等
- (運営か所数) 267地区
- (補助先) 都道府県 (間接補助先: 市町村、その他厚生労働大臣の認める者)
- (補助率) 1/3 (負担割合: 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)
- (積算単価) 28,290千円 / 1地区
- (創設年度) 平成11年度

小児救急医療拠点病院

865,838千円 (865,838千円)

二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域(原則複数の二次医療圏)を対象に小児救急患者を受け入れる。

小児救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費を助成する。

- (対象経費) 医師・看護師等の確保に係る人件費等
- (運営か所数) 43か所 (86地区分)
- (補助先) 都道府県 (間接補助先: 市町村、その他厚生労働大臣の認める者)
- (補助率) 1/2 (負担割合: 国1/2、都道府県1/2)
- (積算単価) 48,487千円 / 1施設
- (創設年度) 平成14年度

ヘリコプター等添乗医師等確保経費

2,113千円 (2,113千円)

離島、山村等の救急医療の充実を図るため、ヘリコプター等の活用を図ることとし、それらに添乗する医師等に対する災害補償費を補助する。

- (対象経費) 添乗医師等に係る保険料
- (運営か所数) 18か所
- (補助先) 都道府県 (間接補助先: 市町村、その他厚生労働大臣の認める者)
- (補助率) 1/3 (負担割合: 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)
- (積算単価) 8,190円 / 1人
- (創設年度) 昭和62年度

小児救急専門病床確保事業（基準額の加算）

149,256千円（149,248千円）

小児専門集中治療室を整備し、重篤な小児救急患者の受け入れに対応した専門医等を配置するための促進策として基準額の加算を行う。

- （対象経費） 小児科専門医師等の確保に係る人件費
- （運営か所数） 8 か所
- （積算単価） 55,967千円／1施設
- （創設年度） 平成18年度

重症外傷機能確保経費（基準額の加算）

30,952千円（30,952千円）

重症外傷に対する救命医療の機能強化を図るため、救命救急センターに重症外傷に対応した専門医を配置するための促進策として基準額の加算を行う。

- （対象経費） 重症外傷専門医師等の確保に係る人件費
- （運営か所数） 7 か所
- （積算単価） 13,265千円／1施設
- （創設年度） 平成20年度

救急救命士病院実習受入促進経費

88,985千円（88,985千円）

救急救命士の資質の向上を図るため、救急救命士を受け入れて実習を行う病院に対して必要な経費を補助する。

- （対象経費） 実習受入の調整を行うコーディネーター医費用、指導医謝金
- （対象か所数） 130か所
- （補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣の認める者）
- （補助率） 1/2（負担割合：国1/2、都道府県1/2）
- （積算単価） 1,369千円／1か所
- （創設年度） 平成15年度

救急勤務医支援事業

2,063,164千円（2,044,967千円）

救命救急センター及び第二次救急医療機関（総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターを含む）に勤務する救急医（産科医、麻酔科医、新生児科医、小児科医等を含む）の処遇改善を図るため、休日・夜間において救急勤務医手当（宿日直手当や超過勤務手当とは別）を支給する。

- （対象経費） 勤務医に対する手当（救急勤務医手当）
- （対象か所数） 628か所（第三次：109か所、第二次：519か所）
- （補助先） 都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）
- （補助率） 1/3（負担割合：国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内）

※ 都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。また、都道府県、市町村が2/3を負担した場合は、事業主の負担は生じない。

- （積算単価） 土日祝日の昼間13,570円／回、夜間18,659円／回
- （創設年度） 平成21年度

小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

36,100千円 (63,605千円)

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更（他科病床、他の診療機能など）を行う連携病院等を対象に経過的な支援を行う。

- (対象経費) 削減病床従事職員の人件費
(対象か所数) 小児科 1,570床/4年
産科 1,220床/4年
(補助先) 都道府県 (間接補助先: 小児科・産科連携病院等 (公立分を除く))
(補助率) 1/3 (負担割合: 国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
(積算単価) 小児科・産科 1,112千円/1床
(創設年度) 平成19年度

小児科・産科連携病院等病床転換設備整備事業

医療提供体制設備整備費 581,556千円の内数 (43,712千円)

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、連携病院等を対象に小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更（他科病床、他の診療機能など）に伴う設備整備費を助成する。（医療提供体制推進事業費補助金〔設備整備費〕の事項）

- (対象か所数) 小児科 115か所/4年
産科 88か所/4年
(補助先) 都道府県 (間接補助先: 小児科・産科連携病院等 (公立分を除く))
(補助率) 1/3 (負担割合: 国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
(積算単価) 小児科・産科 10,500千円/1か所
(創設年度) 平成19年度

小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業

医療提供体制施設整備交付金 9,860,000千円 (9,860,000千円) の内数

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更（他科病床、他の診療機能など）を行う連携病院等を対象に改修による施設整備費を助成する。

(医療提供体制施設整備交付金の事項)

- (対象か所数) 小児科 1,570床/4年
産科 1,220床/4年
(補助先) 都道府県 (間接補助先: 小児科・産科連携病院等 (公立分を除く))
(補助率) 1/3 (負担割合: 国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
(積算単価) 小児科・産科 2,935千円/1床
(創設年度) 平成19年度

医師救急医療業務実地修練費

3,218千円 (3,218千円)

- 対象者 救急医療施設勤務医師
講習期間 12日間
受講者数 30人
開催場所 3地区
創設年度 平成元年度

(2) 周産期医療体制の充実・強化

14,851,331千円 (4,174,497千円)

① 周産期母子医療センター等の充実・強化

11,303,979千円 (1,029,124千円)

総合周産期母子医療センター運営事業の拡充

4,159,851千円 (886,839千円)

周産期にある妊婦のうち、特に危険度の高い者を対象とし、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う施設（総合周産期母子医療センター）に対する運営費の補助の拡充（従前からのMFICUを基準とした補助に加え、NICU、GCU、戻り搬送及び迎え搬送等に対する補助を追加）。また、妊婦搬送の受入の促進を図るため、近隣の開業医等から医師等の協力を得て、夜間、祝日等に勤務する場合、その医師等に対して謝金を支給する。

※総合周産期医療センター：原則として三次医療圏に1か所整備

・MFICU運営費 1,136,771千円 (841,676千円)

- (対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等
- (対象か所数) 75カ所←64カ所
- (補助先) 都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）
- (補助率) 1/3（国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内）
- (積算単価) 77,950千円（MFICU12床）
- (創設年度) 平成8年度

・NICU運営費（新規） 1,687,009千円 (0千円)

- (対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等
- (対象か所数) 75カ所
- (補助先) 都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）
- (補助率) 1/3（国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内）
- (積算単価) 63,197千円（NICU12床）
- (創設年度) 平成22年度

・GCU運営費（新規） 866,475千円 (0千円)

- (対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等
- (対象か所数) 75カ所
- (補助先) 都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）
- (補助率) 1/3（国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内）
- (積算単価) 39,535千円（GCU24床）
- (創設年度) 平成22年度

・救命センターを併設し、関係診療科を有する周産期母子医療センターへの加算（新規）

185,142千円 (0千円)

- (対象経費) 医師等の確保に係る人件費
- (対象か所数) 31カ所
- (補助先) 都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）
- (補助率) 1/3（国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内）
- (積算単価) 17,917千円
- (創設年度) 平成22年度

・戻り搬送及び迎え搬送普及促進事業（新規） 231,529千円 (0千円)

- (対象経費) 運転手、医師等の人件費
- (対象か所数) 75カ所（運転手については62カ所）
- (補助先) 都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）
- (補助率) 1/3（国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内）

(積算単価) 5,375千円 (運転手4,701千円)

(創設年度) 平成22年度

・母体搬送受入促進事業 52,925千円 (45,163千円)

(対象経費) 謝金

(対象か所数) 75カ所←64カ所

(補助先) 都道府県 (間接補助先: 厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3 (国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 2,117千円

(創設年度) 平成21年度

地域周産期母子医療センター運営事業の拡充

7,022,295千円 (142,285千円)

地域において、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う比較的高度な医療を提供する施設 (地域周産期母子医療センター) に対する運営費の補助の拡充。(従前からのMFICUを基準とした補助に加え、NICU、GCU、戻り搬送及び迎え搬送に対する補助を追加) また、妊婦搬送の受入の促進を図るため、近隣の開業医等から医師等の協力を得て、夜間、祝日等に勤務する場合、その医師等に対して謝金を支給する。

※地域周産期母子医療センター: 総合周産期母子医療センター1か所に対して数か所

・MFICU運営費 669,598千円 (133,817千円)

(対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等

(対象か所数) 237カ所←12カ所

(補助先) 都道府県 (間接補助先: 厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3 (国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 84,285千円 (MFICU6床)

(創設年度) 平成8年度

・NICU運営費 (新規) 5,091,729千円 (0千円)

(対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等

(対象か所数) 237カ所

(補助先) 都道府県 (間接補助先: 厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3 (国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 89,097千円 (NICU9床)

(創設年度) 平成22年度

・GCU運営費 (新規) 582,148千円 (0千円)

(対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等

(対象か所数) 237カ所

(補助先) 都道府県 (間接補助先: 厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3 (国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 30,617千円 (GCU12床)

(創設年度) 平成22年度

・戻り搬送及び迎え搬送普及促進事業 (新規) 532,747千円 (0千円)

(対象経費) 運転手、医師等の人件費

(対象か所数) 237カ所 (運転手については69カ所)

(補助先) 都道府県 (間接補助先: 厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3 (国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 5,375千円 (運転手4,701千円)

(創設年度) 平成22年度

- ・母体搬送受入促進事業 146,073千円 (8,468千円)
- (対象経費) 謝金
- (対象か所数) 207カ所←12カ所
- (補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣が認める者)
- (補助率) 1/3(国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)
- (積算単価) 2,117千円
- (創設年度) 平成21年度

新生児医療担当医(新生児科医)確保事業(新規)

121,833千円(0千円)

過酷な勤務状況にある新生児医療担当医(新生児科医)の処遇を改善するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する。

- (対象経費) 出産後NICUに入る新生児を担当する医師に対する手当
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
- (補助率) 1/3(国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)
- (積算単価) 10,000円(新生児1人入院するごと)
- ※ 10,000円×36,550人×1/3=121,833千円
(出生後NICUに入室する新生児数)
- (創設年度) 平成22年度

② NICUに長期入院している児童の在宅への移行促進(新規)

233,733千円(0千円)

地域療育支援施設(仮称)運営事業(新規)

134,062千円(0千円)

NICU等に長期入院している児童について、NICU等から在宅に移行するためのワンステップとしての中間施設(地域療育支援施設(仮称))をモデル的に設置し、入院をしながら、家族と長期入院している児童が今後在宅で生活していくために必要な知識を習得し、トレーニング等を行い、在宅医療への円滑な移行を促進する。

- (対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等
- (対象か所数) 病棟型(10床程度):1カ所、
病床型(3床程度):8カ所
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
- (補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2以内、事業主1/2以内)
- (積算単価) 病棟型78,860千円、病床型23,658千円)
- (創設年度) 平成22年度

地域療育支援施設(仮称)設備整備事業(新規)

医療提供体制推進事業費補助金のメニュー追加

- (対象経費) 地域療育支援施設(仮称)として必要な設備整備費
- (対象か所数) 病棟型(10床程度):1カ所、
病床型(3床程度):8カ所
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
- (補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2以内、事業主1/2以内)
- (積算単価) 運営費(病棟型78,860千円、病床型23,658千円)
- (基準額等) 設備整備費(病棟型31,500千円、病床型9,450千円)
- (創設年度) 平成22年度

地域療育支援施設(仮称)施設整備事業(新規)

医療提供体制施設整備費交付金のメニュー追加

- (対象経費) 地域療育支援施設(仮称)として必要な施設整備費
(対象か所数) 病棟型(10床程度):1カ所
病床型(3床程度):8カ所
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
(調整率) 0.5
(基準額等) 施設整備費(病棟型1,300㎡、病床型 390㎡)
(創設年度) 平成22年度

日中一時支援事業(新規)

99,671千円(0千円)

長期入院していた児童と在宅で生活することは、今までの生活と違うこともあり家族にとって不安やストレスを抱えるものであるが、そのような不安を少しでも解消するために在宅に戻った児童をいつでも一時的に受け入れることで家族の一時的な休息を目的とする。

- (対象経費) 人件費及び賃料
(対象か所数) 47カ所
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
(補助率) 1/3(国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)
(積算単価) 6,362千円
(創設年度) 平成22年度

③ その他

3,313,619千円(3,145,373千円)

産科医等育成支援事業

64,600千円(64,600千円)

臨床研修修了後の後期研修で産科を選択する者の処遇改善を行う医療機関に対して財政支援を行い、産科を志望する若手医師等の確保を図る。

- (対象経費) 産科後期研修医に対する手当(研修医手当等)
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)
(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)
(積算単価) 1人あたり月額5万円
(創設年度) 平成21年度

産科医等確保支援事業

2,770,207千円(2,770,207千円)

産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を行う。

- (対象経費) 産科医等に対する手当(分娩取扱手当)
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者※)
※高額な分娩費用を得ている分娩取扱機関を除く。
(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)
(積算単価) 10千円/件
(創設年度) 平成21年度